

事務連絡
平成27年2月18日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成27年度の地方財政の見通し・その他留意事項等について

平成27年度の国の予算につきましては、平成27年1月14日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現段階における地方財政の見通し・その他留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高梨

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、平成26年12月27日「平成27年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、平成27年1月12日に「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月14日、平成27年度予算政府案（別添資料第3）を閣議決定した。

1 平成27年度予算は、「平成27年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

（1）歳出の重点化・効率化と財政の信認確保

東日本大震災からの復興を加速するとともに、「経済の好循環」の更なる拡大を実現し本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取組－地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保－を強力に推進する。

平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図る。このため「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置する。

民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを見直し、メリハリのついた予算とする。

デフレ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。

このため、国的一般会計において、非社会保障経費については、全体としては平成26年度に比べてできる限り抑制し、社会保障経費についても、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成26年度からの増加を最小限に抑える。その際、消費税率10%引上げ時に想定されていた施策について消費税率8%を前提に優先順位付けを行う。

これらの取組により、平成27年度予算において「当面の財政健全化に向

けた取組等について－中期財政計画－」（平成25年8月8日閣議了解）に基づき、国の一般会計の基礎的財政収支をできる限り改善させる。また、新規国債発行額について、平成26年度予算に比し着実に減少させる。

（2）主な歳出分野における取組

国の一般会計歳出に占める割合が高い分野における取組の基本的な考え方は以下のとおりである。他分野においても、経済社会構造の変化に対応しつつ、重点化・効率化を進めていく。

① 社会保障

世界に冠たる社会保障を次世代にしっかりと引き渡していくため、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けて着実に取組を進める。

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。

医療・介護を中心に、社会保障給付について、都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進、介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化、協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、生活困窮者に対する自立支援の強化と生活保護の適正化に取り組むなど、徹底した効率化・適正化を行うことで極力全体の水準を抑制する。

また、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実を図りつつ、高齢世代への給付が中心となっている構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進める。

② 社会資本整備

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する。その際、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靭化（ナショナル・リジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策などの諸課題への一層の重点化を図る。

また、選択と集中を徹底するほか、インフラの維持管理・更新に係る中長期的なコストの縮減・平準化や、現場の担い手の確保・育成を図るとと

もに、PPP／PFIの推進により民間活力の発揮を図る。

③ 地方財政

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地方の税収動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図る。

国の歳出の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保することでメリハリを効かせ、歳出の効率化・重点化を図るとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

④ 行政の徹底的な効率化

社会保障・税番号制度の導入に向けて準備を進めるとともに、行政のICT化と業務改革を進める。

国家公務員の構造的な人件費の増加の抑制や、国の行政機関の機構・定員の厳格な管理により、総人件費の抑制を図るとともに、地方公共団体に対し、国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、地域民間給与のより的確な反映など適切な見直し等を要請する。

各府省庁の事業について、基金方式は真に必要な事業に絞り込むとともに基金の余剰資金の国庫返納に努めることを含め、毎年度のPDCAサイクルの下、行政改革推進会議の指摘事項を的確に反映し、効果的・効率的な予算を実現する。

2 このような方針に基づいて編成された平成27年度の一般会計予算の規模は、96兆3,420億円（前年度比4,596億円、0.5%増）で、基礎的財政収支対象経費は72兆8,912億円（前年度比2,791億円、0.4%増）となっている。

財政投融资計画の規模は、14兆6,215億円（前年度比1兆5,585億円、9.6%減）となっている。

また、「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成27年度の国内総生産は504.9兆円程度、名目成長率は2.7%

程度、実質成長率は1.5%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

平成27年度においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を適切に確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

(1) まち・ひと・しごと創生事業費の創設

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設することとしている。

平成27年度の事業費は1兆円とし、以下のとおり、既存の歳出の振替え（5,000億円）及び地方の努力により捻出した新規の財源（5,000億円）により財源を確保することとしている。

① 既存の歳出の振替え分（5,000億円）

ア 「地域の元気創造事業費」の全額（3,500億円）

イ 地域経済基盤強化・雇用等対策費の一部（1,500億円）

② 新規の財源確保分（5,000億円）

ア 法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果（1,000億円）

イ 地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用（3,000億円）

ウ 過去の投資抑制による公債費の減少に伴い生じる一般財源の活用（1,000億円）

(2) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し1兆1,908億円、2.0%増の61兆5,485億円と、平成26年度地方財政計画を相当程度上回る額を確保することとしている。

(3) 地方交付税率の見直し

平成27年度において、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税率を次のとおり見直すこととしている。

- ① 所得税 33.1% (現行32%)
- ② 法人税 33.1% (現行34%)
- ③ 酒税 50% (現行32%)
- ④ たばこ税 交付税原資から除外 (現行25%)

今回、法定率を見直すこととしたのは、

- ① 法人住民税法人税割の交付税原資化を踏まえ、景気変動の影響を受けやすい法人関係税のシェアを引き下げ、所得税のシェアを引き上げることにより、交付税原資の安定性を確保すること
- ② 酒税とたばこ税について、たばこにより大きく依存する地方税財源を酒・たばこにバランスよく配分し、安定性を高めること
- ③ 地方財政において巨額の財源不足が継続していることに鑑み、交付税原資を充実すること

によるものである。

なお、これは「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定による措置であり、見直しによる地方交付税の法定率分の増は900億円程度と見込んでいる。

(4) 財源不足とその補填措置

平成27年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加するとともに、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、(3)の見直しを実施してもなお7兆8,205億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来20年連続して「地方交付税法」第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成26年度に講じた平成28年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算（臨時財政対策特例加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填

措置を講じることとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

上記の考え方に基づき、平成27年度の財源不足額7兆8,205億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、

- | | |
|---|----------|
| ア 公共事業等債等の充当率の臨時の引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 | 7,800億円 |
| イ 地方交付税の増額 | 1兆 626億円 |
| (ア) 平成26年度以前の地方財政対策等に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成27年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）等の交付税特別会計への繰入れ | 4,326億円 |
| (イ) 地方税収の状況を踏まえた別枠の加算の交付税特別会計への繰入れ | 2,300億円 |
| (ウ) 交付税特別会計剰余金の活用 | 1,000億円 |
| (エ) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 | 3,000億円 |
| ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 | 3兆 720億円 |
- により補填することとした。その上で、これらを除く、2兆9,059億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。他の留意点は以下のとおりである。
- ① 国の一般会計からの既往法定分等の加算額4,326億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額3,926億円及び投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かいで是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額2兆9,224億円のうちの400億円であること。
- ② 折半対象財源不足額（2兆9,059億円）のうち国負担分1兆4,529億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じ

ることとしていること。

③ 平成27年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（1兆4, 529億円）に地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（3兆720億円）を加えた4兆5, 250億円とすることとしていること。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等 2兆6, 679億円

イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 1, 614億円

ウ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額（かい離是正分加算400億円を控除した額） 2, 600億円

エ 「地方交付税法」附則第4条の2第4項に基づき平成27年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額 827億円

オ 交付税特別会計借入金の利払費予算額と実際に要する額の差額のうち、平成27年度の地方交付税の増額に活用した額に相当する額

△1, 000億円

(5) 地方交付税の総額

平成27年度の地方交付税の総額は16兆7, 548億円（前年度比1, 307億円、0.8%減）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計 15兆4, 169億円

ア 地方交付税の法定率分等 13兆3, 013億円

（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 13兆5, 500億円

（イ）国税決算精算分（平成19、20年度）等 △2, 486億円

イ 一般会計における加算措置 2兆1, 155億円

（ア）折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等） 4, 326億円

（イ）地方税収の状況を踏まえた別枠加算 2, 300億円

(ウ) 臨時財政対策特例加算	1兆4,529億円
② 特別会計	1兆3,380億円
ア 地方法人税の法定率分	4,770億円
イ 特別会計における加算措置等	5,610億円
(ア) 交付税特別会計借入金償還額	△3,000億円
(イ) 交付税特別会計借入金支払利子	△1,614億円
(ウ) 交付税特別会計剰余金の活用	1,000億円
(エ) 平成26年度からの繰越金	9,224億円
ウ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,000億円

また、次の①及び②に掲げる額の合計額については、新たに平成33年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

- ① 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 17億円
 - ② 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 15億円
- (6) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第14条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰り入れることとし、平成27年度は、3,000億円を繰り入れることとしている。

なお、交付税特別会計に繰り入れる額は、平成27年度から平成29年度までの3年間で総額6,000億円以内とし、その全額をまち・ひと・しごと創生事業費の財源として活用することとしている。

(7) 地方の債務残高の抑制

地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 一般財源総額について、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅に抑制（前年度比1兆702億円、19.1%減）することとしていること。

- ② 交付税特別会計借入金について、3,000億円の償還を実施することとしていること。

(8) 消費税率（国・地方）の引上げとそれに伴う対応

- ① 消費税率（国・地方）の10%への引上げ時期の変更

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号。以下「税制抜本改革法（地方）」という。）について、以下の措置を講ずることとしている。

ア 平成27年10月1日に予定していた消費税率（国・地方）の10%（地方消費税率（消費税率換算。以下同じ。）2.2%）への引上げ等の施行日を平成29年4月1日とすること。

イ 平成29年度における地方消費税額について、その19分の10（本則22分の10）を社会保障財源化分以外とし、その19分の9（本則22分の12）を社会保障財源化分とする経過措置を講ずること。

ウ 税制抜本改革法（地方）附則第19条第3項を削除すること。

エ 消費税に係る地方交付税率について、平成27年度及び平成28年度は22.3%、平成29年度以降は19.5%とすること。

オ 国税の年度改正法案において、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）の適用期限を平成30年9月30日まで1年半延長する等、関連する法令について、所要の措置を講ずること。

- ② 消費税率（国・地方）引上げ時期の変更に伴う対応

ア 住宅取得等に係る措置（住宅借入金等特別税額控除の対象期間の延長）

　住宅借入金等特別税額控除の対象期間（現行：平成29年12月31日まで）を平成31年6月30日まで1年半延長することとしている。

　この措置による個人住民税の減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填する。

イ 車体課税の見直し

平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率（国・地方）10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされている。

ウ 地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率（国・地方）10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされている。

(9) 地方税制改正

政府は、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率（国・地方）10%（地方消費税率2.2%）への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更することにあわせ、平成27年度地方税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しや軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入など車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

(10) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成27年度地方財政計画ベース）は85兆2,710億円（前年度比1兆9,103億円、2.3%増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は69兆3,151億円（前年度比1兆5,721億円、2.3%増）となる（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は61兆5,485億円（前年度比1兆1,908億円、2.0%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は60兆1,685億円（前年度比7,408億円、1.2%増）となる。

さらに、地方債依存度は11.1%（前年度12.7%）となり、交付税

特別会計借入金残高を含む地方財政の平成27年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は198兆5,817億円（前年度末200兆6,171億円、前年度比2兆354億円減）となる。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようになるとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成27年度地方財政計画ベース）は2兆60億円となる。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置することとしている。

① 直轄・補助事業に係る地方負担分（但し、公営企業債、公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

② 地方単独事業分

ア 単独災害復旧事業に係る経費

イ 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等

③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア 「地方税法」（昭和25年法律第226号）等に基づく特例措置分

イ 条例減免分

ウ 復興特区法等に基づく特例措置分

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（平成27年度地方財政計画ベース）は、直轄事業負担金及び補助事業費等により、4,905億円となる。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成27年度の国内総生産の成長率は、名目2.7%程度、実質1.5%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における行政改革推進本部等の動向にも注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、自主的に行行政改革に取り組むことが必要と考えられる。特に、地方行政のICT化と業務改革を同時・一体的に推進する必要がある。
- 3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。
 - (1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。
 - (2) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成26年10月7日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。
 - ① 国家公務員の給与においては、地域ごとの民間賃金の水準のより的確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準などの給与制度の総合的見直しを平成27年4月より実施することとされたところである。これを踏まえ、地方公共団体においても、国における見直しの実施時期を念頭に、各地方公共団体の給与実態を踏まえつつ、地域民間給与のより的確な反映など適切に見直しを行うこと。
 - ② 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、現に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、

必要な是正措置を速やかに講じること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

- (3) 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額の増加額の縮減措置が講じられていない団体及び平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない団体については必要な措置を講じること。
 - (4) 級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合(いわゆる「わたり」を行っている場合)等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
 - (5) 「地方公務員法」(昭和25年法律第261号)においては、任命権者は勤務成績の評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされているところであり、勤務成績を昇給や勤勉手当に十分に反映できていない団体にあっては、速やかに必要な措置を講じること。特に、勤勉手当の支給に関し、成績率を反映させない一律支給などの不適正な運用がある場合には、速やかな是正を図ること。
 - (6) 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- (3) 退職手当については、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)等について」(平成26年11月19日付け総務省自治行政局公務員部長通知)に基づき、給与制度の総合的見直しについて適正に対応していることを前提に必要な措置を講じること。
 - (4) 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。なお、給与制度の総合的見直しに伴う公表様式の改正を行う予定としているので、留意すること。
 - (5) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、事業の実施状況等の公表を行うこと。
 - (6) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法」の改正の趣旨を踏まえ、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の

運用について」（平成26年8月15日付け総務省自治行政局長通知）に留意の上、改正法の施行に向け、速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などの取組を行うこと。

- 4 地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設することとし、平成27年度の事業費については1兆円としている。

地方交付税の算定に当たっては、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度）及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費（仮称）」（6,000億円程度）により算定することとしている。なお、「人口減少等特別対策事業費（仮称）」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映することとしている。さらに、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全国的かつ客観的な指標で各地方公共団体毎のデータが存在するものを幅広く選定することとしている。

- 5 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総務大臣通知）等を踏まえ、早急に公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでいただきたい。

これに関し、引き続き、計画策定に要する経費に係る特別交付税措置を講じるとともに、計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として、地方財政計画の投資的経費（単独）に「公共施設等最適化事業費」を計上することとし、平成27年度の事業費については1,000億円としている。

あわせて、平成27年度からは、計画に基づく公共施設の集約化・複合化事業（全体として延床面積が減少するものに限る。）について地方債措置（公共施設最適化事業債、充当率90%、交付税算入率50%）を創設するとともに、計画に基づく公共施設等の転用事業について新たに地域活性化事業債の対象とするほか、引き続き公共施設等の除却についての地方債の特例措置を講じることとする。

ととしている。

6 地方公共団体が喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、引き続き投資的経費（単独）に「緊急防災・減災事業費」を計上することとし、平成27年度の事業費については前年度同額の5,000億円としている。

7 平成27年度においては、消費税・地方消費税の引上げによる增收分を活用した社会保障の充実として次の措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担（6,554億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

① 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度において、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の改善を図ることとされていること。（2,649億円）

なお、上記の子ども・子育て支援には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

② 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ることとされていること。（142億円）

③ 育児休業中の経済的支援の強化を図ることとされていること。（6億円）

(2) 医療・介護

① 医療・介護サービスの提供体制改革

ア 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築といった医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度として地域医療介護総合確保基金が創設されており、既に実施されている医療分野に加え、平成27年度からは介護分野についても実施することとされていること。

（医療分301億円、介護分241億円）

イ 地域包括ケアシステムの構築に向け、平成27年度介護報酬の改定により介護職員の処遇改善等を図ることとされていること。（520億円）

また、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進などの地域支援事業の

充実・強化を図ることとされていること。（118億円）

② 医療・介護保険制度の改革

ア 国民健康保険の保険者支援を拡充することとされていること。

（832億円）

イ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、平成27年4月からは特に所得の低い者を対象に一部実施することとされていること。（110億円）

③ 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）の成立・施行により、平成27年1月から難病・小児慢性特定疾病に係る新たな医療費助成制度が実施されており、さらに難病については平成27年夏に対象疾病が拡大することとされていること。（1,154億円）

8 地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要である。

このため、地方公共団体と地元産業界が協力し、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金造成に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしている。

また、地方公共団体と国公私立大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着にあたる取組に要する経費について特別交付税措置を講じることとしている。なお、当該措置については、連携する国公私立大学等の取組が文部科学省の補助事業（「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」「大学教育再生加速プログラム」）に採択されることを要件としているが、公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、別途総務省が示す要綱に基づく取組の場合は特別交付税措置を講じることとしている。

なお、「地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組の促進について」

(平成27年1月23日付け総務大臣通知)において、地方大学、特に公立大学を活用した雇用創出・若者定着に積極的に取り組んでいただくよう要請したことろであり、ご留意いただきたい。

9 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体（産、学、金、官）の連携のもと、雇用吸収力の大きい地域密着型を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」の推進に要する経費、電力の小売自由化を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費、自治体の有するデータをオープン化する「公共クラウド」の推進に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

10 連携中枢都市圏構想の対象都市（圏）となる従前の「地方中枢拠点都市（圏）」の対象都市（圏）については、連携協約を締結しビジョンを策定した市町村の取組に対して、包括的な地方交付税措置、外部人材の活用に対する地方交付税措置などを講じることとしている。

11 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組、外部人材の活用等に対する地方交付税措置などを講じることとしている。

12 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の趣旨等を踏まえ、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターを含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

(2) 財政健全化団体、財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、財政健全化計画等の進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(3) 公営企業については、少子高齢化等に伴う料金収入の減少、施設・設備老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す現下の経営環境の中においても、必要な住民サービスを安定的に継続できるよう努めること。

そのため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知）も踏まえて、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを通じて、効率化・経営健全化の推進に取り組むこと。

(4) 地方公社及び第三セクターについては、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、関係を有する地方公社及び第三セクターについて、抜本的改革を含む効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立の推進に取り組むこと。

13 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨に即した財務処理を行うこと。

(2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること。

(3) 会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。

14 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示や「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示を進め、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日）中の「財務書類等活用の手引き」も参考に、これらの情報の財政運営への一層の活用にご留意いただきたい。

15 地方公会計の整備については、平成26年4月に固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたところである。「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知）において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で当該基準による財務書類等を全ての地方公共団体

において作成して予算編成等に積極的に活用するよう要請しているところであり、積極的に取り組んでいただきたい。なお、当該基準による財務書類等の整備に要する一定の経費について特別交付税措置を講じることとしている。

- 16 公共工事については、平成26年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、適正な予定価格の設定など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。また、「公共工事の迅速かつ円滑な発注等について」（平成26年3月28日付け総務省自治行政局長通知）等を踏まえ、迅速かつ円滑な発注を行う観点から、入札契約手続の効率化、前金払制度の活用及び支払い限度額の見直し等について積極的に取り組んでいただきたい。
- 17 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体へ移譲される事務・権限（直轄道路の事務・権限を含む）が円滑に執行できるよう、これらの移譲事務・権限の実施に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 18 「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）及び「生活保護法の一部を改正する法律」（平成25年法律第104号）に基づき、自立相談支援、就労準備支援等に取り組むための経費に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。併せて、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金等で実施してきた生活保護関連事業等についても、補助体系を一體的に見直すこととされ、これに伴う生活保護の適正化や地域福祉増進等に取り組むための地方負担について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、「生活困窮者自立支援法」施行による所要の職員を含め、生活保護担当ケースワーカーの地方交付税措置については、道府県の標準団体で1名増員するとともに、査察指導員についても、市の標準団体で1名増員することとしている。

なお、生活保護の住宅扶助及び冬季加算について、扶助・加算措置水準の適

正化のため、平成27年度より見直しを行うこととされている。

19 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」

(平成25年法律第112号)に基づく国民健康保険の改革に当たっては、財政基盤の強化のため、財政支援を順次拡充することとし、平成27年度においては消費税財源を活用した保険者支援制度の拡充等により1,864億円(うち地方負担832億円)を措置し、平成29年度以降は高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用することで、毎年3,400億円程度の公費が投入される予定である。

また、あわせて国民健康保険制度の運営の在り方の見直しを実施し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこと等を内容とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)」が通常国会に提出される予定である。

平成27年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,816億円)について地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度(4,617億円(都道府県3/4、市町村1/4))
- ② 保険者支援制度(2,642億円(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4))
- ③ 高額医療費共同事業(3,364億円(国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2))
- ④ 国保財政安定化支援事業(1,000億円(市町村単独))

20 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度（2,702億円（都道府県3／4、市町村1／4））
- ② 高額医療費負担金（2,825億円（国1／4、都道府県1／4、広域連合1／2））
- ③ 財政安定化基金（172億円（国1／3、都道府県1／3、広域連合1／3））

(2) 平成27年度は、保険料軽減特例措置（低所得者の均等割9割・8.5割、所得割5割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割9割軽減）について継続することとされていること。

ただし、平成29年度から原則的に当該特例措置を廃止するとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされていること。

(3) 医療費の適正化を図るため、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

21 幼稚園就園奨励事業については、国予算の不足による地方公共団体の超過負担が恒常的に発生してきたが、子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、所要の国費を確保し、超過負担を解消することとされている。

22 特別支援教育支援員については、公立幼稚園は5,600人分、公立小中学校は43,600人分、公立高等学校は500人分の配置について、地方交付税措置を講じることとしている。

23 準要保護児童生徒に対する就学援助については、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」（平成25年2月5日閣僚申合せ）を踏まえて、地方公共団体が、平成25年8月から実施された生活扶助基準の見直しに伴う影響が生じないよう対応した実績を考慮して、地方交付税措置を充実することとしている。

24 既存施設を活用した学校統廃合に係る国庫補助制度が平成27年度に創設され、既存施設の有効活用と長寿命化を図る観点から、新增築事業と同等の国庫補助率となることを踏まえ、当該国庫補助制度の活用に伴い必要となる地方負担については、新增築事業と同様の地方財政措置を講じることとしている。

- 25 国庫補助制度における小中学校等の不適格改築事業の拡充として平成27年度から実施される津波対策のための移転改築事業の地方負担について、不適格改築事業と同様の地方財政措置を講じることとしている。
- また、南海トラフ地震防災対策としての小中学校施設等の津波移転改築事業の地方負担について、津波対策のための移転改築事業と同様の地方財政措置を講じることとしている。
- 26 平成26年8月豪雨による広島市での土砂災害を踏まえ、早急に土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を完了させる必要があることから、当該調査の実施に要する経費の地方交付税の算定については、各年度の基礎調査実施箇所数を反映した補正を適用することとしている。
- 27 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づき、耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務付けられている民間の要緊急安全確認大規模建築物で、都道府県が耐震改修促進計画において避難所等の防災拠点として指定した建築物の耐震改修の実施に要する経費のうち、国の交付金による「住宅・建築物安全ストック形成事業」に対応した地方負担について、地方交付税措置を拡充することとしている。
- 28 大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等の一時滞在施設の確保を促進するため、民間事業者が国の補助金による「災害時拠点強靭化緊急促進事業」を受けて、帰宅困難者等の受入れに必要となる非常用発電や備蓄倉庫等の整備を実施する場合の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 29 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）の一部改正に伴い、新たに創設された地域公共交通再編実施計画に基づき、国庫補助を受けて実施する事業の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 30 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）の一部改正と併せ、新たに創設される「鳥獣捕獲等事業交付金」の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 31 国の補助金による「海岸漂着物地域対策推進事業」が平成26年度末に実施期限を迎えることに伴い新たに創設される「海岸漂着物等地域対策推進事業」の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

- 32 「自然環境整備交付金」を受けて実施する国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策緊急整備事業の地方負担について、地方財政措置を講じることとしている。
- 33 過疎対策の推進に当たっては、「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）に基づき、ハード事業及び地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対して、財政措置を拡充することとしている。
- 34 「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）に基づき、地方公共団体が行う空家等対策計画の策定、空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置及び空き家の活用・除却等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 35 与党税制改正大綱において、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得ることとされている。その間、国産・地域材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、地方公共団体が森林吸収源対策等を一層推進できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。
- 36 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。
- (1) 平成25年12月5日に成立した「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実にご配意いただきたいこと。
- このため、引き続き報酬・出動手当、安全確保装備、活動用資機材、入団促進及び消防団員の確保に要する経費について地方交付税措置を講じることとしていること。
- また、消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。
- (2) 都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について

て、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、市町村が行う消防広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時に増加する経費のほか、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防車両の整備に要する経費について地方財政措置を講じることとしていること。

(3) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる庁舎や指定避難所をはじめとした公共施設等の耐震化に要する経費について地方財政措置を講じることとしており、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費についても対象としていること。

また、吊り天井脱落対策の規制強化を踏まえ、吊り天井の点検に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 地域防災計画の見直し、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化、非常用物資の購入及び広域的な防災体制の充実に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(5) 災害の際に迅速な対応を行うための情報網の構築を図るため、平成28年5月末の期限に向け、消防救急デジタル無線の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

(6) 避難指示・避難勧告等、住民への災害情報の伝達手段の整備を図るため、平成26年9月5日に策定された「土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策」（平成26年（2014年）8月豪雨非常災害対策本部決定）等を踏まえ、防災行政無線の戸別受信機の配備に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(7) 東日本大震災を教訓として、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条の規定により市町村が無償で使用している国有消防用車両の維持管理に要する経費についての地方交付税措置を拡充するとともに、無償使用資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

37 社会保障と税に関わる番号制度導入に当たっては、各地方公共団体において、

関係システムの整備や個人番号カードの交付事業に係る対応等が必要となるところであり、これらに対して所要の財政措置を講じることとしている。

また、各地方公共団体において、制度施行の広報に要する経費、情報連携等のための端末・機器等に要する経費及びデータの移行に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

38 市町村合併、地域情報化推進事業、地方への移住・交流の推進、中小企業金融対策、消費者行政費、特定非営利活動法人認定事務、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエンザ対策、肝炎対策、がん検診、医師確保のための奨学金等貸与事業、教育教材・学校図書館図書整備、教育情報化の推進及び地域の人材力活性化等については、引き続き、地方交付税等による措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 地方への移住・交流の推進については、移住関連情報を総合的に提供する「全国移住ナビ（仮称）」を構築するとともに、一元的な窓口となる「全国移住促進センター（仮称）」を開設することとしており、地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 地域おこし協力隊の推進については、平成26年度より地域おこし協力隊員等の起業に要する経費を追加するなどの地方交付税措置の充実を行ったところであり、平成27年度においても、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、このほか地域の人材力活性化については、集落支援員、復興支援員及び地域力創造のための外部人材の活用に対する地方交付税措置を講じることとしていること。

さらに、民間活力による地域の活性化、地方と大都市圏の交流の推進の観点から、大都市圏の企業が、社員を一定期間市町村に出向させる「地域おこし企業人交流プログラム」を実施することとしており、市町村による地域おこし企業人の受け入れに対して、地方交付税措置を講じることとしていること。

39 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成27年度の地方財政計画上の取扱いについては、別

途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

40 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として厳しい経営状況にある。

各施行団体にあっては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元利償還金について、地方債を充当できることとしている。

また、平成27年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、地方公共団体金融機構の地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる仕組みとして引き続き必要であることから、現行の納付金算定方法に、公営競技の経営状況を踏まえ、暫定的な軽減措置を加えた上で、延長することとしている。

41 ふるさと融資制度については、地方創生を実現するため、民間能力と地域資源を活用したビジネス創出を一層図り、ローカル10,000プロジェクトを推進する観点から、雇用要件の緩和（市町村融資）、貸付対象費用下限の引下げ、連帯保証料に補助を行う地方公共団体に対する特別交付税措置など制度の充実を図ることとしている。

42 民間の資金・ノウハウを活用したPPP／PFIへの抜本的転換を加速するため、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）及び「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP／PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

これに関し、地方公共団体が国庫補助を受けて実施する公共施設等運営権方

式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

43 地方消費税の清算基準について、以下のとおり見直しを行い、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしている。

(1) 消費に相当する額の75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分（「サービス関連産業B」（「情報通信業」、「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業、貸間業」、「旅行業」及び「競輪・競馬等の競走場、競技団」を除く。）及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。））に基づき定める額に変更すること。

(2) 消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を1：1から3：2に変更すること。

44 「税制抜本改革法（地方）」に基づく地方消費税の引上げに関する次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとすることが「地方税法」上明記されていること。

地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）で通知したとおり、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人物費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示することについてご配意いただきたいこと。

なお、平成27年4月から平成29年3月までの間においては、「地方税法」第72条の114（地方消費税の清算）、第72条の115（地方消費税の市町村に対する交付）及び第72条の116（地方消費税の使途）の規

定により、地方消費税収のうち、引上げ分以外が「17分の10」、引上げ分が「17分の7」となるものであること。

(2) 地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施等

消費税率（国・地方）の引上げについて、今回の社会保障と税の一体改革に対する国民の一層の理解と協力を得るためにには、今回の改革の意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施については、既に「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）で通知したとおり、引き続き適切に取り組んでいただきたいこと。

(3) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であること。

転嫁対策については、「消費税転嫁対策特別措置法」第14条第3項において、「国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。」とされているところ、「消費税率（国・地方）の引上げについて」で通知したとおり、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報を行うほか、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談に丁寧に対応するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き適切に取り組んでいただく必要があること。

これまで、「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて」（平成25年10月8日付け総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長通知）等の通知を発出し、消費税率の引上げに伴う税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するよう周知してきたところである。一方、消費税価格転嫁等総合相談センターには、消費税率の引上げに伴う税負担の円滑かつ適正な転嫁の観点から適当でない可能性のある地方公共団体の対応について、複数の相談が寄せられていることから、調達契約等について改めて精査するなど、対応を徹底していただきたいこと。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

① 平成27年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として193億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを222億円の減収、国の税制改正の影響に伴うものを29億円の増収と見込んでいること。

② 平成27年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、2兆4,792億円、7.1%の増の37兆4,919億円（道府県税にあっては16.2%の増、市町村税にあっては0.5%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割1.2%の増、法人税割7.2%の減、法人事業税29.3%の増、地方消費税51.7%の増、市町村民税のうち所得割1.2%の増、法人税割1.0%の増、固定資産税（交付金を除く。）0.1%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

③ 法人事業税においては、資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大するとともに、その見合いの所得割を縮小することとしていること。

これらの改正は、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用することとしていること。

また、上記に対応して、法人事業税の超過課税を行っている団体にあっては、超過課税分を含めた税率の改正を行うこととなるので、当該超過課税についても十分検討し、適切な対応をお願いしたいこと。また、納税義務者等への周知についても併せてご配慮いただきたいこと。

④ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえると、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

⑤ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方譲与税の収入見込額は、2兆6,854億円（前年度比710億円、2.6%減）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,663億円（同45億円、1.7%減）、石油ガス譲与税100億円（前年度同額）、航空機燃料譲与税147億円（同2億円、1.4%増）、自動車重量譲与税2,585億円（同71億円、2.7%減）、特別とん譲与税125億円（同1億円、0.8%減）及び地方法人特別譲与税2兆1,234億円（同595億円、2.7%減）となっていること。

② 航空機燃料譲与税については、平成26年度地方税制改正において、着陸料割の譲与割合を2分の1（従来3分の1）、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1（従来3分の2）としたところであるが、その際に激変緩和措置を講じており、平成27年度においては、着陸料割の譲与割合を9分の4（平成26年度は18分の7）、騒音世帯数割の譲与割合を9分の5（平成26年度は18分の11）としていること。

(3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込み額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な1,189億円（前年度比3億円、0.3%減）で

ある。

(4) 地方交付税

平成27年度の地方交付税に係る国的一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の22.3%相当額の合計額13兆3,013億円（平成19年度、平成20年度に係る精算額等2,486億円を減額した後の額）に国的一般会計における加算額2兆1,155億円（既往法定分等（4,326億円）、地方税収の状況を踏まえた別枠加算（2,300億円）及び臨時財政対策特例加算（1兆4,529億円）の合計額）を加えた15兆4,169億円であり、前年度当初に比し6,064億円、3.8%の減となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額4,770億円、前年度からの繰越金9,224億円、交付税特別会計剰余金1,000億円及び地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用額3,000億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額3,000億円及び支払利子額1,614億円を減額した16兆7,548億円であり、前年度に比し1,307億円、0.8%の減となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

（ア）地方財政計画に計上することとしている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）に対応し、既存の「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）に加えて、新たな費目「人口減少等特別対策事業費（仮称）」（6,000億円程度）を設けることとしていること。「人口減少等特別対策事業費（仮称）」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映することとしていること。

(イ) 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により4,400億円程度（道府県分1,925億円程度、市町村分2,475億円程度）、既存費目の単位費用への算入により4,050億円程度（道府県分2,045億円程度、市町村分2,005億円程度）を算定することとしていること。

(ウ) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成26年度に引き続き支所の財政需要について加算するほか、消防費及び清掃費について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しや人口密度等による需要の割増しを行うとともに、これらに係る離島の増嵩経費の見直しを行うこととし、平成27年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしている。また、平成28年度以降も、標準団体の面積の見直しを踏まえた単位費用の充実や人口密度による補正の新設・充実等を行うこととしていること。

(エ) 基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかなりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 一般的に、道府県分にあっては道府県民税所得割、法人事業税及び地方消費税の増、道府県民税法人税割の減が見込まれ、市町村分にあっては市町村民税所得割、法人税割、固定資産税及び地方消費税交付金の増が見込まれること。

(イ) 基準財政収入額の見積もりに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

特に、法人事業税については、地方法人特別税の一部復元に伴う中間申告の特例の影響が、外形標準課税分にも及ぶことから、「外形標

準課税分に係る調定見込額（現事業年度分）」に、1.14程度を乗じて見積もる必要があること。また、地方消費税及び地方消費税交付金については、清算基準の見直しが行われることに対応し、平成27年度に限り、当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とする改正を行うこととしていること。

(ウ) 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(エ) 東日本大震災に係る「地方税法」の改正等に伴う減収見込額については、その75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成26年度に比し個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費（仮称）、公債費及び事業費補正を除く。）にあっては、道府県分は±0.0%程度、市町村分は0.5%程度の増、包括算定経費にあっては、それぞれ道府県分1.5%程度の増、市町村分±0.0%程度と見込まれること。なお、指定都市・中核市及びこれらが所在する道府県にあっては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、私立保育所の運営費等に係る指定都市・中核市と道府県の間の負担割合が変更されることから、各地方公共団体において影響額を試算し、上記の率を用いて推計した個別算定経費から、当該影響額を増減させる必要があること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 平成27年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、平成26年度に比し0.8%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積ること。

特に、平成26年度において、災害対策等年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあっては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目、震災復興特別交付税及び過疎対策事業債との二重計上がないか等について十分点検いただくほか、このような二重計上等がないよう特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、社会保障の充実分を含む社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上5.0%の増になる。

また、平成27年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もっていただきたい。

(6) 地方債

平成27年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は11兆9,242億円（前年度比9,059億円、7.1%減）となっている。

このうち、普通会計分は9兆5,009億円（同1兆561億円、10.0%減）、公営企業会計等分は2兆4,233億円（同1,502億円、6.6%増）となっている。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設の集約化・複合化に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業債を創設し、410億円（事業費450億円、充当率90%）を計上するとともに、既存の公共施設等の転用に係る事業を新たに地域活性化事業債の対象とすることとし、90億円（事業費100億円、充当率90%）を計上することとしていること。

また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債についても、引き続き一般単独事業債（一般）の対象とし、340億円（事業費450億円、充当率75%）を計上することとしていること。

- ② 過疎対策事業債については、公共施設の老朽化対策への対応や地方創生（特に「しごと」づくり）に寄与する事業等を推進するため充実することとし、4,100億円（前年度比500億円、13.9%の増）を計上することとしていること。

また、ハード事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する事業を「地方創生特別分」（平成27年度所要見込額500億円程度）として位置づけ、同意等予定額を定める際に他の事業に優先した取扱いとすることとしていること。

辺地対策事業債については、公共施設の老朽化対策に対応できるよう465億円（前年度比55億円、13.4%の増）を計上することとしていること。

- ③ 地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債について5,000億円（前年度同額）を計上することとしていること。

対象事業については、現行の対象事業に加え、消防水利施設、初期消火資機材及び火山噴火時の緊急退避施設（退避壕・退避舎）の整備を新たに対象とする予定であること。

また、これまで対象してきた指定避難所とされている学校、幼稚園施設等の耐震化に加え、新たに乳幼児等の災害時要配慮者対策の観点から、指定避難所以外の幼稚園施設等の耐震化についても対象とする予定である

こと。なお、学校法人が実施する指定避難所以外の私立幼稚園施設等の耐震化については、国庫補助事業と併せて地方公共団体が独自に助成する場合に限り、事業費の6分の1を上限として対象とする予定であること。

- ④ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、臨時財政対策債は一般市町村について原則として全額公的資金を配分することとしていること。
- ⑤ 満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1(3.3%)として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われたいこと。
- ⑥ 既存施設の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費については、「地方財政法」第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることできること。

また、施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、「地方財政法」第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とできること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆6,044億円(前年度比182億円、1.1%増)になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、4,020人の純減としていること。
 - ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う3,685人の減員に対して、900人の改善増を見込む

ことにより、全体として 2,785 人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、1,374 人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、823 人の減員としていること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、1,020 人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、58 人の減員を見込んでいること。

② 地方財政計画上の退職手当については、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、地方公務員についても同様の引下げを見込むこと等により、前年度に比し 3.0% 減の 1 兆 8,060 億円計上することとしていること。

③ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第 9 のとおり改定される予定であること。

④ 平成 27 年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。

⑤ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 26 年 10 月 7 日閣議決定）に基づき国家公務員における給与制度の総合的見直しを踏まえた適切な見直しを要請したところであり、地方財政計画上の給料単価等については、地方公共団体において、国家公務員における給与制度の総合的見直しと同様の見直しを実施するものとして見込んでいること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 一般行政経費（単独）については、社会保障の充実分等を増額計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出 730 億円を減じ、13 兆 9,964 億円（前年度比 428 億円、0.3% 増）を計上することとしていること。上記 730 億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されることであることから、その見合いの歳出とも合わせて

東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。

② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,617億円、都道府県調整交付金6,816億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,702億円を合算した1兆5,135億円（前年度比47億円、0.3%減）を計上することとしていること。

③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、私立専修学校高等課程における経済的理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料軽減費について、都道府県が補助する際の経費に対し、地方交付税措置を講じることとしていること。

④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成27年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 国の公共事業関係費は前年度比0.0%増とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、5,755億円（前年度比1.1%減）、補助事業費については、5兆1,497億円（前年度比0.8%減）を計上することとしていること。

また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し0.9%の減となること。

② 地方単独事業費については、地方公共団体が公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化等のために必要な経費として、

公共施設等最適化事業費を新たに1,000億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう緊急防災・減災事業費を5,000億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し0.9%増の5兆2,758億円を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上年度に比し0.9%の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案し、地方財政計画と決算とのかい離を是正する観点も踏まえ、地方財政計画上年度に比し12.0%の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 歳入

① 震災復興特別交付税

ア　復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置する震災復興特別交付税については、5,898億円を計上することとしている。イ　震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成25年9月11日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、過大交付が生じることがないよう、一般単独災害復旧事業債の対象経費であるか、他の算定項目や財源

との二重計上がないか等について十分点検いただきとともに、事業担当や地方債担当も含め算定担当者間で情報共有や相互確認を行うなど適切な事務の執行に努めていただきたい。

② 国庫支出金

東日本大震災関係経費 1兆3,717億円を計上することとしている。

③ 地方債

平成27年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）において、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額に充てるための地方債を含め総額425億円を計上することとし、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は355億円、公営企業会計等分は70億円となっている。

(2) 岁出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費 1兆8,024億円を計上することとしている。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、953億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（396億円）

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等（557億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

地方税法等に基づく特例措置分 540億円、条例減免分 112億円、「復興特区法等」に基づく特例措置分 78億円を合算した 730億円を計上することとしている。地方税等の減収分見合い歳出 730億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復興特別交付税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものである。

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額として708億円を計上することとしている。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として275億円を計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費1,524億円を計上することとしている。

④ 地方債

平成27年度地方債計画（東日本大震災分）において、全国防災事業（直轄・補助事業の地方負担分）として2,397億円を計上することとし、その全額について公的資金を確保することとしている。

(2) 歳出

全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費を3,922億円計上することとしている。

第6 地方公営企業

1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
- (2) 公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上していること。
- (3) 長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うことができるよう、財政融資資金に係る公営企業債のうち上下水道事業等について、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長することとしていること。

2 各公営企業が現下の厳しい経営環境を踏まえ、中長期的な視点に立った計画

的な経営基盤の強化等に取り組むに当たっては、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を踏まえ、公営企業の中長期的な基本計画である「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。
- (2) 「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5年間で下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計への移行に適切に取り組むこと。

3 公立病院改革については、「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）を見直し、本年3月までに新たなガイドラインを策定することとしており、また、平成27年度以降の地方財政措置については、主に以下の見直しを行うこととしているので、ご留意いただきたい。

- (1) 新設・建替等に係る病院事業債の元利償還金に対する普通交付税措置
 - ① 病床割への算入を廃止し事業割による措置に一本化するとともに、通常の整備に係る措置率を25%、再編・ネットワーク化に伴う整備に係る措置率を40%とすることとしていること。
 - ② 地域の医療提供体制の確保に大きな責任を有する都道府県の十分な検討を踏まえて適当と認められるものに対し措置を講じることとしていること。
 - ③ 最近の建設費の状況を踏まえて、当面、措置の対象となる建築単価の上限を30万円／m²から36万円／m²に引き上げることとしていること。
- (2) 病床数に応じた地方交付税措置等
普通交付税の病床割等の算定に用いている基礎数値を許可病床数から稼働病床数に見直すとともに、不採算地区病院の要件等について所要の見直しを行うこととしていること。

資料1

平成27年度予算編成の基本方針

（平成26年12月27日）
閣議決定

I 経済再生と財政健全化の好循環

1 現下の財政状況

急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化した。公的債務残高はGDPの2倍程度までに累積しており、極めて厳しい状況にある。

国の一般会計は、社会保障経費や国債費の増大により政策の自由度が低下し、赤字国債の発行を通じ次世代に負担を先送りする構造となっている。

2 経済財政運営の基本的考え方

強い経済は、日本の国力の源泉である。「経済の好循環」を確かなものとし、全国津々浦々にまで景気回復の実感を行き渡らせる。

若者が、将来に夢や希望を持つことができる、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる。

強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出す。

社会保障を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、国際社会における信認を確保するため、消費税率の10%への引上げは平成29年4月に確実に実施する。

財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度（平成32年度）までに黒字化するという目標を堅持する。

平成27年度予算等を踏まえて、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020年度（平成32年度）の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成27年の夏までに策定する。

II 平成27年度予算の基本的考え方

1 歳出の重点化・効率化と財政の信認確保

東日本大震災からの復興を加速するとともに、「経済の好循環」の更なる拡大を実現し本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取組— 地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保 — を強力に推進する。

平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図る。このため「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置する。

民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを見直し、メリハリのついた予算とする。

デフレ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。

このため、国の一般会計において、非社会保障経費については、全体としては平成26年度に比べてできる限り抑制し、社会保障経費についても、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成26年度からの増加を最小限に抑える。その際、消費税率10%引上げ時に想定されていた施策について消費税率8%を前提に優先順位付けを行う。

これらの取組により、平成27年度予算において「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」（平成25年8月8日閣議了解）に基づき、国の一般会計の基礎的財政収支をできる限り改善させる。また、新規国債発行額について、平成26年度予算に比し着実に減少させる。

2 主な歳出分野における取組

国の一般会計歳出に占める割合が高い分野における取組の基本的な考え方は以下のとおりである。他分野においても、経済社会構造の変化に対応しつつ、重点化・効率化を進めていく。

(1) 社会保障

世界に冠たる社会保障を次世代にしっかりと引き渡していくため、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けて着実に取組を進める。

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。

医療・介護を中心に、社会保障給付について、都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進、介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化、協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、生活困窮者に対

する自立支援の強化と生活保護の適正化に取り組むなど、徹底した効率化・適正化を行うことで極力全体の水準を抑制する。

また、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実を図りつつ、高齢世代への給付が中心となっている構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進める。

(2) 社会資本整備

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する。その際、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策などの諸課題への一層の重点化を図る。

また、選択と集中を徹底するほか、インフラの維持管理・更新に係る中長期的なコストの縮減・平準化や、現場の担い手の確保・育成を図るとともに、PPP／PFIの推進により民間活力の発揮を図る。

(3) 地方財政

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地方の税収動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図る。

国の歳出の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保することでメリハリを効かせ、歳出の効率化・重点化を図るとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(4) 行政の徹底的な効率化

社会保障・税番号制度の導入に向けて準備を進めるとともに、行政のICT化と業務改革を進める。

国家公務員の構造的な人件費の増加の抑制や、国の行政機関の機構・定員の厳格な管理により、総人件費の抑制を図るとともに、地方公共団体に対し、国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、地域民間給与のより的確な反映など適切な見直し等を要請する。

各府省庁の事業について、基金方式は真に必要な事業に絞り込むとともに基金の余剰資金の国庫返納に努めることを含め、毎年度のPDCAサイクルの下、行政改革推進会議の指摘事項を的確に反映し、効果的・効率的な予算を実現する。

資料2

平成 27 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

（平成 27 年 1 月 12 日）
閣議了解

1. 平成 26 年度の経済動向及び平成 27 年度の経済見通し

（1）平成 26 年度及び平成 27 年度の主要経済指標

	平成25年度 (実績)	兆円 (名目)	平成26年度 (実績見込み)	兆円程度 (名目)	平成27年度 (見通し)	対前年度比増減率					
						平成25年度		平成26年度		平成27年度	
						% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	483.1	491.4	504.9	1.8	2.1	1.7	▲ 0.5	2.7	1.5		
民間最終消費支出	296.5	295.3	303.5	2.7	2.5	▲ 0.4	▲ 2.7	2.8	2.0		
民間住宅	15.9	14.6	14.9	12.5	9.3	▲ 7.8	▲ 10.7	1.9	1.5		
民間企業設備	68.2	69.6	73.3	4.9	4.0	2.2	1.2	5.3	5.3		
民間在庫品増加 (注)内は寄与度	▲ 3.9	▲ 1.5	▲ 1.5	(▲ 0.5)	(▲ 0.5)	(0.5)	(0.4)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)		
財貨・サービスの輸出	80.0	87.2	93.8	13.6	4.7	9.0	6.0	7.5	5.2		
(控除)財貨・サービスの輸入	95.9	100.8	103.6	18.7	6.7	5.1	2.5	2.8	3.9		
内需寄与度				3.0	2.6	1.2	▲ 1.0	2.0	1.4		
民需寄与度				2.2	1.8	0.3	▲ 1.3	2.5	2.0		
公需寄与度				0.8	0.8	0.9	0.3	▲ 0.5	▲ 0.6		
外需寄与度				▲ 1.2	▲ 0.5	0.5	0.5	0.8	0.1		
国民総所得	501.1	511.7	526.9	2.3	2.0	2.1	▲ 0.2	3.0	2.1		
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度		
労働力人口	6,578	6,589	6,596	0.3			0.2		0.1		
就業者数	6,322	6,354	6,364	0.7			0.5		0.2		
雇用者数	5,564	5,601	5,617	1.0			0.7		0.3		
完全失業率	%	%程度	%程度								
	3.9	3.6	3.5								
生産	%	%程度	%程度								
鉱工業生産指数・増減率	3.2	▲ 0.5	2.7								
物価	%	%程度	%程度								
国内企業物価指数・変化率	1.9	3.1	▲ 1.0								
消費者物価指数・変化率	0.9	3.2	1.4								
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.3	2.2	1.2								
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度		
貿易・サービス収支	▲ 14.4	▲ 11.7	▲ 8.2								
貿易収支	▲ 11.0	▲ 8.3	▲ 4.8								
輸出	69.8	74.5	80.9	12.2		6.8		8.6			
輸入	80.8	82.8	85.7	19.7		2.5		3.5			
経常収支	0.8	5.1	10.2								
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度								
	0.2	1.0	2.0								

(注 1) 消費者物価指数は総合である。

(注 2) 消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算すると、平成 26 年度の消費者物価指数・変化率は 1.2%程度、GDP デフレーター変化率は 0.8%程度と見込まれる。

(2) 平成 26 年度の経済動向

平成 26 年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質 G D P 成長率がマイナスとなった。こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどがあると考えられる。こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするために、平成 26 年 12 月 27 日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）¹を取りまとめた。雇用・所得環境が改善するなか、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、好循環が進展する中で、消費税率の引上げの影響もあって前年度よりも高い伸びとなっているが、原油価格の低下等により物価上昇のテンポは若干緩やかとなり、消費者物価（総合）は 3.2% 程度の上昇と見込まれる。

この結果、平成 26 年度の実質国内総生産（実質 G D P）成長率はマイナス 0.5% 程度、名目国内総生産（名目 G D P）成長率は 1.7% 程度と見込まれる。

(3) 平成 27 年度の経済見通し

平成 27 年度の我が国経済は、「緊急経済対策」など、「2. 平成 27 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進や政労使の取組等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、原油価格低下の影響はあるものの、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等もあり、消費者物価上昇率は 1.4% 程度となり、G D P デフレーターも上昇が見込まれるなど、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成 27 年度の実質 G D P 成長率は 1.5% 程度、名目 G D P 成長率は 2.7% 程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外景気の下振れや金融資本・商

¹ 平成 26 年 12 月 27 日 閣議決定

品市場の動向等に留意する必要がある。

①実質国内総生産（実質GDP）

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善や「緊急経済対策」の効果等により、緩やかな増加に転じる（対前年度比2.0%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

雇用・所得環境の改善に加え、住宅関係の政策効果等により、緩やかに持ち直す（対前年度比1.5%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

輸出や生産の増加、企業収益の改善や政策効果等により、引き続き増加する（対前年度比5.3%程度の増）。

(iv) 公需

「緊急経済対策」の実施や社会保障関係費等の増加はあるものの、過去の経済対策の実施が進んだこと等もあり、前年度を下回る（実質経済成長率に対する公需の寄与度マイナス0.6%程度）。

(v) 外需

世界経済が緩やかに回復していくことから増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度0.1%程度）。

②実質国民総所得（実質GNI）

交易条件の改善や海外からの所得の増加により、実質国民総所得（実質GNI）は実質GDP成長率を上回る伸びとなる（対前年度比2.1%程度の増）。

③労働・雇用

雇用環境が改善する中で、女性を中心とした労働参加の拡大もあり、雇用者数は緩やかに増加する（対前年度比0.3%程度の増）。完全失業率はほぼ横ばいで推移する（3.5%程度）。

④鉱工業生産

輸出や国内需要の増加等から増加する（対前年度比2.7%程度の増）。

⑤物価

原油価格低下の影響はあるものの、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等もあり、消費者物価（総合）上昇率は1.4%程度となる。GDPデフレーターは交易条件の改善もあり上昇する（対前年度比1.2%程度の上昇）。

⑥国際収支

世界経済の緩やかな回復を背景とした輸出の増加や、交易条件の改善等により、貿易収支の赤字は縮小し、経常収支黒字は増加する（経常収支対名目GDP比2.0%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 平成27年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成25年度 (実績)	平成26年度	平成27年度
世界GDP（日本を除く）の実質成長率（%）	3.0	3.1	3.6
円相場（円／ドル）	100.2	109.9	118.7
原油輸入価格（ドル／バレル）	109.6	94.5	69.3

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成26年11月25日～平成26年12月19日の期間の平均値（118.7円／ドル）で同年12月20日以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成26年11月25日～平成26年12月19日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（69.3ドル／バレル）で同年12月20日以後一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 平成 27 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「三本の矢」からなる経済政策（「アベノミクス」）を一体的に推進することにより、経済の好循環を確かなものとする。このため、政労使の取組や成長戦略を着実に実行することにより、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、経済の好循環の更なる拡大を実現するとともに、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って「緊急経済対策」を実施し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせていく。

また、強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出す。このため、平成 27 年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図る。デフレ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成 27 年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対 G D P 比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を 2020 年度（平成 32 年度）までに黒字化するという目標を堅持する。平成 27 年度予算等を踏まえて、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020 年度（平成 32 年度）の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成 27 年の夏までに策定する。

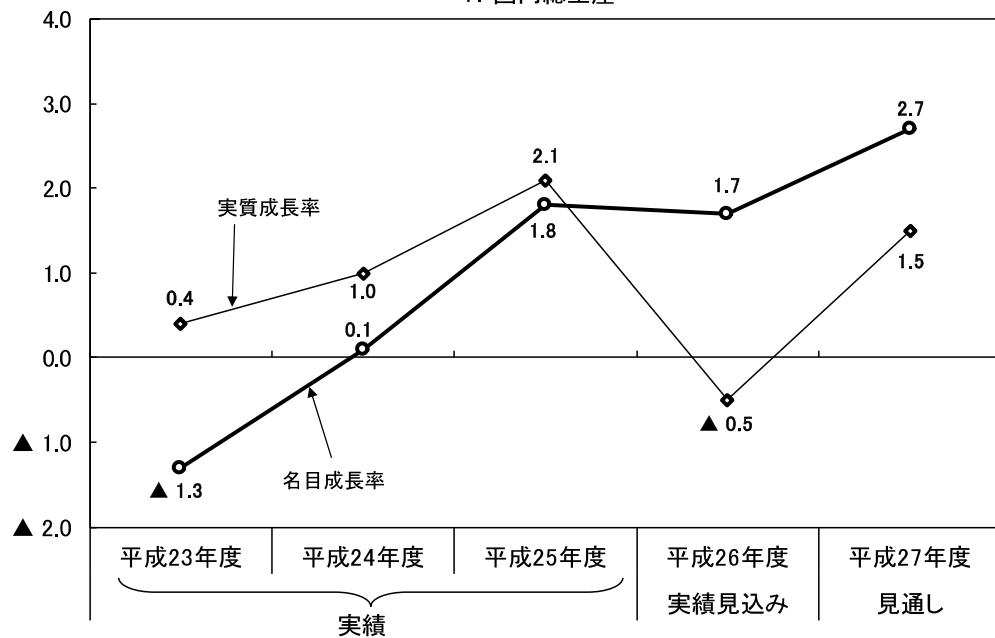
日本銀行には、2 % の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

(参考)

主な経済指標

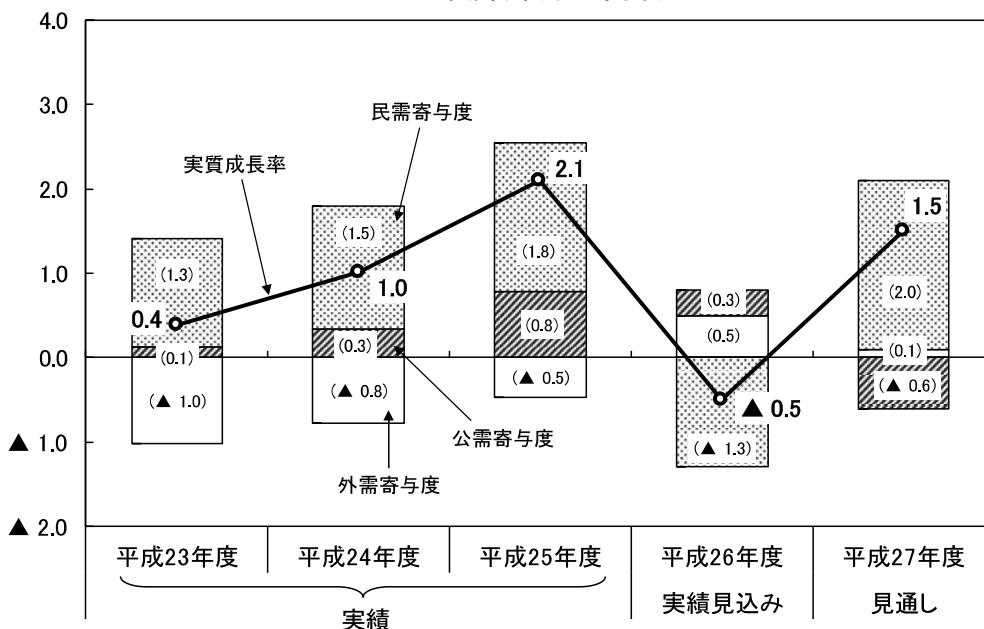
(%、%程度)

1. 国内総生産



(%、%程度)

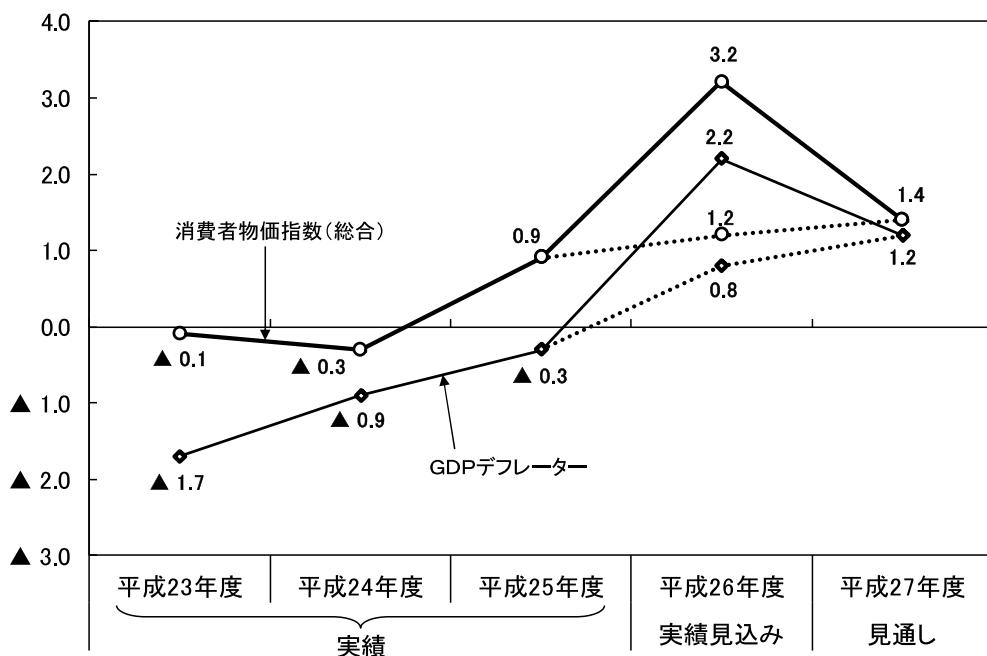
2. 実質成長率と寄与度



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。()内は寄与度。

(%、%程度)

3. 物価関係指数の変化率

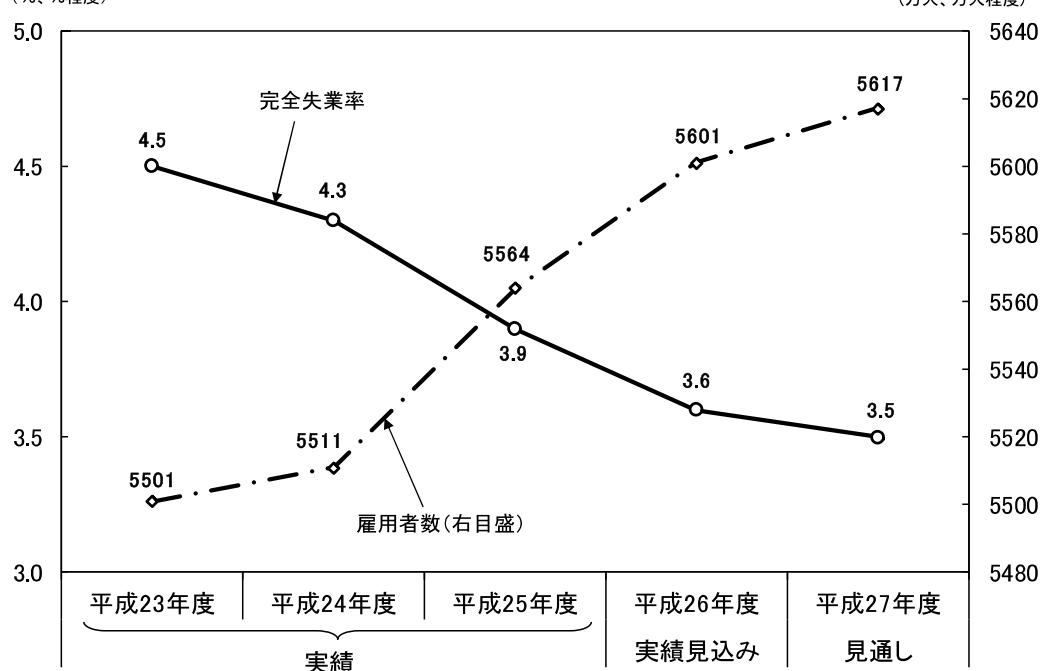


※ 平成26年度の点線は消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算した場合。

(%、%程度)

4. 完全失業率と雇用者数

(万人、万人程度)



資料3

平成27年度一般会計歳入歳出概算

平成27年1月14日
(単位 億円)

区分	前年度予算額 (当初) (A)	平成27年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
歳入				%
1. 租税及印紙収入	500,010	545,250	45,240	9.0
2. その他の収入	46,313	49,540	3,226	7.0
3. 公債金	412,500	368,630	△ 43,870	△ 10.6
(1) 公債金	60,020	60,030	10	0.0
(2) 特例公債金	352,480	308,600	△ 43,880	△ 12.4
合計	958,823	963,420	4,596	0.5
歳出				
1. 国債費	232,702	234,507	1,805	0.8
2. 基礎的財政収支対象経費	726,121	728,912	2,791	0.4
(うち地方交付税交付金等)	(161,424)	(155,357)	(△ 6,067)	(△ 3.8)
合計	958,823	963,420	4,596	0.5

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成27年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 别	前 年 度 予 算 額 (当 初) (A)	平 成 2 7 年 度 概 算 額 (B)	比 較 増 △ 減 額 (B-A)	伸 率
皇 室 費 会	61 1,375	61 1,386	△ 11	% △ 0.5 0.8
裁 判 所	3,111	3,131	20	0.7
会 計 檢 查 院	170	171	1	0.5
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	25,424	26,114	690	2.7
警 察 庁	3,213	3,216	3	0.1
総 務 省	169,127	163,428	△ 5,700	△ 3.4
(うち地方交付税交付金等)	(161,424)	(155,357)	(△ 6,067)	(△ 3.8)
法 務 省	7,299	7,375	76	1.0
外 務 省	6,661	6,854	194	2.9
財 務 省	19,732	18,565	△ 1,167	△ 5.9
文 部 科 学 省	53,536	53,378	△ 158	△ 0.3
厚 生 労 働 省	290,454	299,146	8,693	3.0
農 林 水 産 省	21,555	21,356	△ 199	△ 0.9
経 済 産 業 省	9,807	9,220	△ 587	△ 6.0
国 土 交 通 省	59,215	59,247	32	0.1
環 境 省	3,043	2,962	△ 81	△ 2.7
防 衛 省	48,838	49,801	964	2.0
予 備 費	3,500	3,500	—	—
小 計 (基礎的財政収支対象経費)	726,121	728,912	2,791	0.4
国 債 費	232,702	234,507	1,805	0.8
合 計	958,823	963,420	4,596	0.5

(注) 前年度予算額は、27年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

平成27年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成27年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
社会保障関係費	305,266	315,297	10,030	3.3%
文教及び科学振興費	54,330	53,613	△ 717	△ 1.3%
(うち科学技術振興費)	(13,372)	(12,857)	(△ 515)	(△ 3.9)
国 債 費	232,702	234,507	1,805	0.8%
恩 給 関 係 費	4,443	3,932	△ 511	△ 11.5%
地 方 交 付 税 交 付 金 等	161,424	155,357	△ 6,067	△ 3.8%
防 衛 関 係 費	48,848	49,801	953	2.0%
公 共 事 業 関 係 費	59,685	59,711	26	0.0%
経 済 協 力 費	5,098	5,064	△ 34	△ 0.7%
中 小 企 業 対 策 費	1,853	1,856	3	0.2%
エ ネ ル ギ 一 対 策 費	9,642	8,985	△ 657	△ 6.8%
食 料 安 定 供 給 関 係 費	10,507	10,417	△ 90	△ 0.9%
そ の 他 の 事 項 経 費	61,526	61,379	△ 147	△ 0.2%
予 備 費	3,500	3,500	—	—
合 計	958,823	963,420	4,596	0.5%

(注) 前年度予算額は、27年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

資料4

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

区分		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	374,919	350,127	24,792	7.1
	地方譲与税	26,854	27,564	△ 710	△ 2.6
	地方特例交付金	1,189	1,192	△ 3	△ 0.3
	地方交付税	167,548	168,855	△ 1,307	△ 0.8
	国庫支出金	130,733	124,491	6,242	5.0
	地方債	95,009	105,570	△ 10,561	△ 10.0
	うち臨時財政対策債	45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
	うち財源対策債	7,800	7,800	-	0.0
	使用料及び手数料	16,044	15,862	182	1.1
	雑収入	40,689	40,059	630	1.6
全国防災事業一般財源充当分		△ 275	△ 113	△ 162	143.4
計		852,710	833,607	19,103	2.3
一般財源 (水準超経費を除く)	615,485	603,577	11,908	2.0	
	601,685	594,277	7,408	1.2	
歳出	給与関係経費	203,351	203,414	△ 63	△ 0.0
	退職手当以外	185,291	184,803	488	0.3
	退職手当	18,060	18,611	△ 551	△ 3.0
	一般行政経費	350,589	332,194	18,395	5.5
	補助	185,490	173,976	11,514	6.6
	単独※	139,964	139,536	428	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,135	15,182	△ 47	△ 0.3
	地域の元気創造事業費	-	3,500	△ 3,500	皆減
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	-	10,000	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	8,450	11,950	△ 3,500	△ 29.3
	公債費	129,512	130,745	△ 1,233	△ 0.9
	維持補修費	11,601	10,357	1,244	12.0
	投資的経費	110,010	110,035	△ 25	△ 0.0
	直轄・補助	57,252	57,756	△ 504	△ 0.9
	単独	52,758	52,279	479	0.9
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	-	0.0
	うち公共施設等最適化事業費	1,000	-	1,000	皆増
	公営企業繰出金	25,397	25,612	△ 215	△ 0.8
	企業債償還費普通会計負担分	16,247	16,132	115	0.7
	その他	9,150	9,480	△ 330	△ 3.5
不交付団体水準超経費		13,800	9,300	4,500	48.4
計 (水準超経費除く)		852,710	833,607	19,103	2.3
地方一般歳出		693,151	677,430	15,721	2.3

※ 地方税等の減収分(震災関連)見合い歳出分730億円を控除した額である。

資料5

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1)復旧・復興事業

(単位: 億円、%)

区分		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	5,898	5,723	175	3.1
	国庫支出金	13,717	13,353	364	2.7
	地方債	355	455	△ 100	△ 22.0
	雑収入	90	86	4	4.7
計		20,060	19,617	443	2.3
歳出	給与関係経費	110	117	△ 7	△ 6.0
	一般行政経費	5,723	5,350	373	7.0
	補助	4,481	3,779	702	18.6
	単独	1,242	1,571	△ 329	△ 20.9
	公債費	90	85	5	5.9
	投資的経費	13,874	13,905	△ 31	△ 0.2
	直轄・補助	13,478	13,525	△ 47	△ 0.3
	単独	396	380	16	4.2
公営企業繰出金		263	160	103	64.4
計		20,060	19,617	443	2.3

(2)全国防災事業

(単位: 億円、%)

区分		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	708	679	29	4.3
	一般財源充当分	275	113	162	143.4
	国庫支出金	1,524	736	788	107.1
	地方債	2,397	983	1,414	143.8
歳出	雑収入	1	10	△ 9	△ 90.0
	計	4,905	2,521	2,384	94.6
	公債費	983	802	181	22.6
	投資的経費	3,922	1,719	2,203	128.2
	直轄・補助	3,922	1,719	2,203	128.2
	計	4,905	2,521	2,384	94.6

資料6

平成27年度地方交付税総額算定基礎

区分	平成27年度 当初予算額 A	平成26年度				増減額		(単位:億円、%)	
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国税	所得税(ア)	164,420	147,900	10,270	158,170	16,520	6,250	11.2	4.0
	法人税(イ)	109,900	100,180	4,950	105,130	9,720	4,770	9.7	4.5
	酒税(ウ)	13,080	13,410	-	13,410	-330	-330	-2.5	-2.5
	消費税(エ)	171,120	153,390	-	153,390	17,730	17,730	11.6	11.6
	たばこ税(オ)	9,060	9,220	-	9,220	-160	-160	-1.7	-1.7
一般会計	(ア)×33.1%(H26:32%)	54,423	47,328	3,286	50,614	7,095	3,809	15.0	7.5
	(イ)×33.1%(H26:34%)	36,377	34,061	1,683	35,744	2,316	633	6.8	1.8
	(ウ)×50%(H26:32%)	6,540	4,291	-	4,291	2,249	2,249	52.4	52.4
	(エ)×22.3%	38,160	34,206	-	34,206	3,954	3,954	11.6	11.6
	(オ)×0%(H26:25%)	-	2,305	-	2,305	-2,305	-2,305	皆減	皆減
	小計	135,500	122,191	4,969	127,161	13,308	8,339	10.9	6.6
	過年度精算分(20年度等)	-1,659	-2,318	-	-2,318	659	659	-28.4	-28.4
	20年度補正予算(第2号)における臨時財政対策債権替加算相当額の減額分	-827	-827	-	-827	-	-	0.0	0.0
	過年度精算分	-	-	4,569	4,569	-	-4,569	-	皆減
	小計(法定率分)	133,013	119,046	9,538	128,584	13,967	4,429	11.7	3.4
計	法定加算等	4,326	8,648	-	8,648	-4,322	-4,322	-50.0	-50.0
	別枠の加算	2,300	6,100	-	6,100	-3,800	-3,800	-62.3	-62.3
	臨時財政対策特例加算額	14,529	26,438	-	26,438	-11,909	-11,909	-45.0	-45.0
	計 (一般会計繰入れ)	154,169	160,232	9,538	169,771	-6,064	-15,602	-3.8	-9.2
	地方法人税法定率分	4,770	3	-	3	4,767	4,767	158,900.0	158,900.0
特別会計	返還金	0	0	-	0	-0	-0	-41.4	-41.4
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額	-3,000	-2,000	-	-2,000	-1,000	-1,000	50.0	50.0
	借入金等利子充当分	-1,614	-1,729	-	-1,729	115	115	-6.7	-6.7
	剰余金の活用	1,000	1,000	-	1,000	-	-	0.0	0.0
計	地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金の活用	3,000	-	-	-	3,000	3,000	皆増	皆増
	前年度からの繰越金	9,224	11,349	-	11,349	-2,125	-2,125	-18.7	-18.7
	翌年度への繰越金	-	-	-9,224	-9,224	-	9,224	-	皆減
	計	167,548	168,855	315	169,170	-1,307	-1,621	-0.8	-1.0
地方交付税 訛	合計	167,548	168,855	315	169,170	-1,307	-1,621	-0.8	-1.0
	普通交付税	157,495	158,724	315	159,038	-1,228	-1,543	-0.8	-1.0
	特別交付税	10,053	10,131	-	10,131	-78	-78	-0.8	-0.8

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料7

平成27年度 各種交付金計上額

(単位: 億円、%)

交付金名	27年度	26年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	672.4	644.8	27.6	4.3
国有提供施設等所在市町村助成交付金	275.4	275.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	70.0	70.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,273.6	1,374.2	△ 100.6	△ 7.3
特定防衛施設周辺整備調整交付金	360.3	311.5	48.8	15.7
石油貯蔵施設立地対策等交付金	56.4	56.4	0.0	0.0

資料8

平成27年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項目	平成27年度 計画額(A)	平成26年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
一一般会計債				
1 公共事業等	16,389	16,473	△ 84	△ 0.5
2 営住宅建設事業	1,126	1,132	△ 6	△ 0.5
3 災害復旧事業	647	502	145	28.9
4 教育・福祉施設等整備事業	3,359	3,487	△ 128	△ 3.7
(1) 学校教育施設等	1,232	1,240	△ 8	△ 0.6
(2) 社会福祉施設	376	379	△ 3	△ 0.8
(3) 一般廃棄物処理	649	653	△ 4	△ 0.6
(4) 一般補助施設等	562	665	△ 103	△ 15.5
(5) 施設(一般財源化分)	540	550	△ 10	△ 1.8
5 一般単独事業	20,543	20,047	496	2.5
(1) 一般活性化	4,351	4,355	△ 4	△ 0.1
(2) 地域活性化	490	400	90	22.5
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設最適化	410	-	410	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	4,565	4,010	555	13.8
(1) 辺地対策	465	410	55	13.4
(2) 過疎対策	4,100	3,600	500	13.9
7 公共用地先行取得等事業	345	430	△ 85	△ 19.8
8 行政改革推進	1,000	1,700	△ 700	△ 41.2
9 調整	100	100	0	0.0
計	48,074	47,881	193	0.4
二公営企業債				
1 水道事業	4,334	3,987	347	8.7
2 工業用水道事業	178	210	△ 32	△ 15.2
3 交通事業	1,786	1,789	△ 3	△ 0.2
4 電気事業・ガス事業	164	228	△ 64	△ 28.1
5 港湾整備事業	544	596	△ 52	△ 8.7
6 病院事業・介護サービス事業	4,116	4,123	△ 7	△ 0.2
7 市場事業・と畜場事業	2,096	449	1,647	366.8
8 地域開発事業	805	1,083	△ 278	△ 25.7
9 下水道事業	10,981	11,093	△ 112	△ 1.0
10 観光その他事業	114	110	4	3.6
計	25,118	23,668	1,450	6.1
合計	73,192	71,549	1,643	2.3

(単位：億円、%)

項目		平成27年度 計画額(A)	平成26年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(345)	(740)	(△ 395)	(△ 53.4)
総 計		(345) 119,242	(740) 128,301	(△ 395) △ 9,059	(△ 53.4) △ 7.1
内 訳	普 通 会 計 分 公 営 企 業 会 計 等 分	95,009 24,233	105,570 22,731	△ 10,561 1,502	△ 10.0 6.6
資金区分					
公 的 資 金		49,578	53,504	△ 3,926	△ 7.3
財 政 融 資 資 金		30,381	33,333	△ 2,952	△ 8.9
地方公共団体金融機構資金 (国 の 予 算 等 貸 付 金)		19,197 (345)	20,171 (740)	△ 974 (△ 395)	△ 4.8 (△ 53.4)
民 間 等 資 金		69,664	74,797	△ 5,133	△ 6.9
市 場 公 募		40,000	42,600	△ 2,600	△ 6.1
銀 行 等 引 受		29,664	32,197	△ 2,533	△ 7.9

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

資料9

平成27年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区分		都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職
			義務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職	
長期	給料	114.0200%		107.3326%		120.9948%	112.7682%
	期末手当等				89.6656%		
	公経済				40.2%		
追加費用		48.5%	67.4%	40.5%	39.1%	34.8%	30.3%
短期	給料	70.66%		58.30%		64.49%	73.06%
	短期+福祉	63.22%		51.84%		55.90%	65.05%
	育休介護手当金	0.29%		0.40%		0.15%	0.37%
	介護納付金	7.15%		6.06%		8.44%	7.38%
	特別財政調整	—		—		—	0.26%
	期末手当等	55.23%		48.69%		47.71%	57.56%
	短期+福祉	49.42%		43.30%		41.35%	51.22%
	育休介護手当金	0.23%		0.33%		0.11%	0.29%
	介護納付金	5.58%		5.06%		6.25%	5.85%
	特別財政調整	—		—		—	0.20%
事務費		240円		240円		240円	10,700

(備考)

- 1 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。
- 2 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額×1.25(特別職の職員等である組合員は1)と掛け金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率である。
- 3 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給付費	21.3/100	63.7/100	63.7/100
事務費	18,293円	11,378円	13,129円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

資料10

平成27年度地方債計画

(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位: 億円、%)

項目		平成27年度 計画額(A)	平成26年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B) × 100
一般会計債					
公営住宅建設事業		345	440	△ 95	△ 21.6
災害復旧事業		33	42	△ 9	△ 21.4
一般単独事業		10	15	△ 5	△ 33.3
公営企業債					
水道事業		2	2	0	0.0
病院事業・介護サービス事業		1	5	△ 4	△ 80.0
市場事業・と畜場事業		2	4	△ 2	△ 50.0
下水道事業		17	20	△ 3	△ 15.0
被災施設借換債		15	15	0	0.0
国の予算等貸付金債		(20)	(30)	(△ 10)	(△ 33.3)
総 計		(20) 425	(30) 543	(△ 10) △ 118	(△ 33.3) △ 21.7
内 訳	普通会計分	355	455	△ 100	△ 22.0
	公営企業会計等分	70	88	△ 18	△ 20.5
資 金 区 分	公的資金				
	財政融資資金	290	369	△ 79	△ 21.4
	地方公共団体金融機関資金 (国の予算等貸付金)	135 (20)	174 (30)	△ 39 (△ 10)	△ 22.4 (△ 33.3)

その他同意等の見込まれる項目

- 上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 全国防災事業

(単位: 億円、%)

項目		平成27年度 計画額(A)	平成26年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B) × 100
一般会計債					
全国防災事業		2,397	983	1,414	143.8
総 計		2,397	983	1,414	143.8
内 訳	普通会計分	2,397	983	1,414	143.8
資 金 区 分	公的資金				
	財政融資資金	2,019	828	1,191	143.8
	地方公共団体金融機関資金	378	155	223	143.9

その他同意等の見込まれる項目

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債